

地球温暖化対策実行計画

(事務・事業編)

2022年度～2030年度

峡北地域広域水道企業団

目 次

1. 背景	1
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 実行計画の対象となる範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 温室効果ガス排出量	
(2) エネルギー種別の温室効果ガス排出量	
(3) 温室効果ガス排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
① 直接排出における取組	
② 間接排出における取組	
③ 事業活動の運用における取組	
④ 再生可能エネルギーの導入	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
① 峡北地域広域水道企業団地球温暖化対策委員会	
② 峡北地域広域水道企業団地球温暖化対策委員会事務局	
③ 地球温暖化対策推進責任者	
(2) 点検・評価・見直し体制	
① 毎年のPDCA	
② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

これらのことから、峡北地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事務・事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、高効率モーターの導入及びLED照明への切替等を進めることを始めとした省エネに努めることとし、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

(1) 目的

企業団は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき（一部事務組合等の地方公共団体についても、地方自治法第292条に基づき、市町村の規定を準用）、事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、「地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」（以下「本計画」という。）を策定し、削減に率先して取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

(2) 実行計画の対象となる範囲

実行計画の対象範囲は、企業団が行う全ての事務・事業とします。
なお、対象施設は次のとおりです。

	事務施設	事業施設
実行計画における対象施設	①企業団事務所	①大門系（取水導水、浄水場、ポンプ場、サージタンク、受水池） ②塩川系（取水導水、浄水場、ポンプ場、減圧槽、緊急遮断弁室、エアチャンバー室、受水池）

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、上水道・工業用水道部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル（環境省平成28年3月）の数値目標の設定で示されている「電力消費、灯油等化石燃料の消費に伴うエネルギー起源 CO₂排出量が大半を占めるため、実行計画で規定されているCO₂以外の温室効果ガスについては対象外とする」に該当するため、二酸化炭素（CO₂）のみ本計画の対象として取組を推進します。

なお、本計画の対象とする温室効果ガスの排出量は、山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定に基づき報告した値を用いるものとします。

(4) 計画期間

2022年度から2030年度末までを計画期間とします。また、水道施設総合整備計画の改定に併せて本計画の見直しも必要となることから、計画開始から4年後の2026年度に見直しを行います。

項目	年 度									
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	…	2030	
期間中の項目	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

図1 計画期間

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び峡北地域広域水道企業団水道施設総合整備計画に即して策定します。

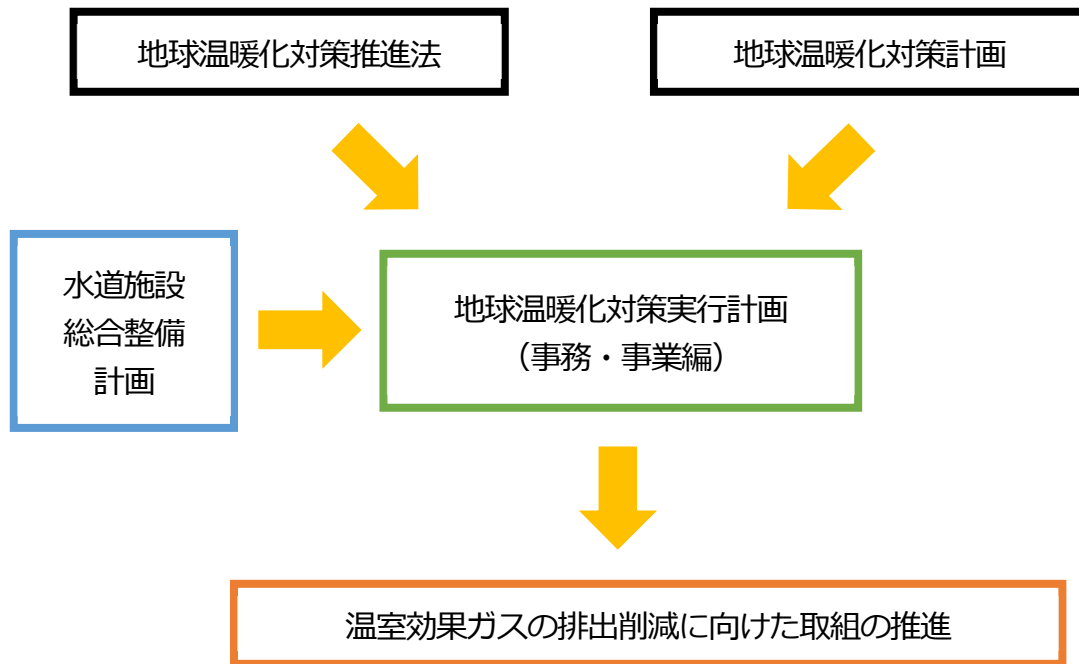


図2 地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量

本計画で対象とする企業団に係る温室効果ガス排出量の推移については、次のとおりです。

なお、温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素換算値（t-CO₂）にて示します。

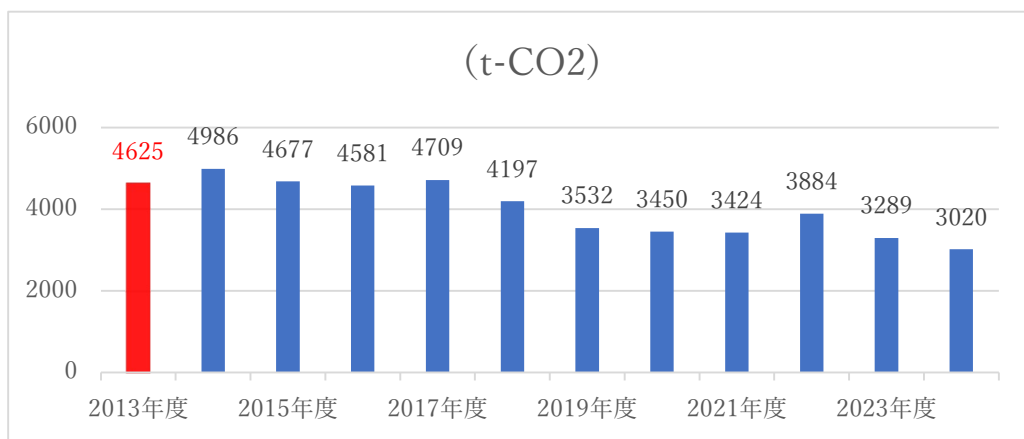


図3 温室効果ガス排出量の推移

(2) エネルギー種別の温室効果ガス排出量

5年毎の二酸化炭素の排出量は、次のとおりです。

二酸化炭素の排出状況（2013年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔t-CO ₂ 〕
燃料	13
液化石油ガス	0
電気	4,612
計	4,625

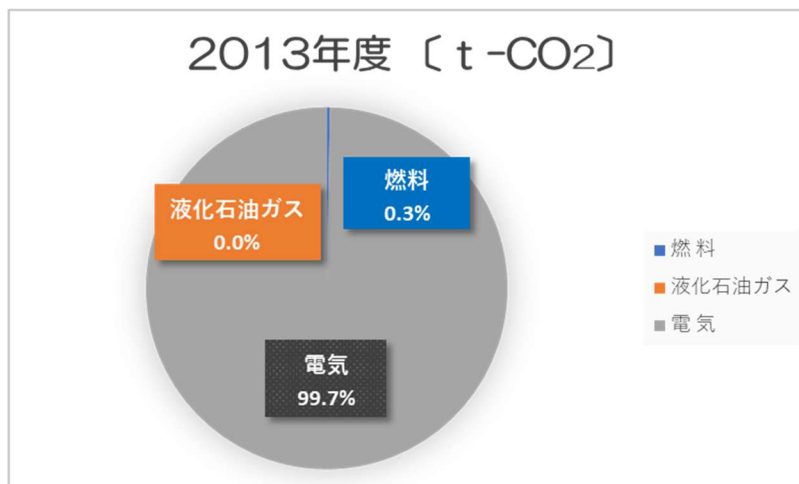


図4 温室効果ガス排出量の割合（2013年度）
二酸化炭素の排出状況（2018年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔t-CO ₂ 〕
燃料	20
液化石油ガス	0
電気	4,177
計	4,197

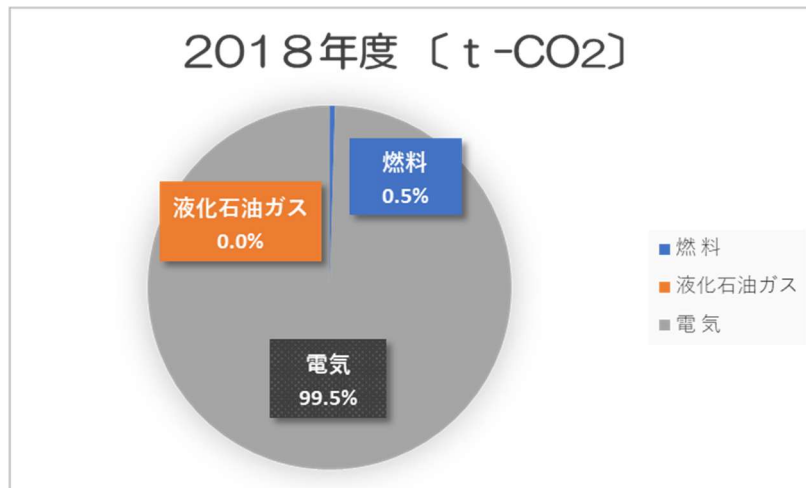


図5 温室効果ガス排出量の割合（2018年度）

二酸化炭素の排出状況（2023年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔t-CO ₂ 〕
燃料	4
液化石油ガス	0
電気	3,285
計	3,289

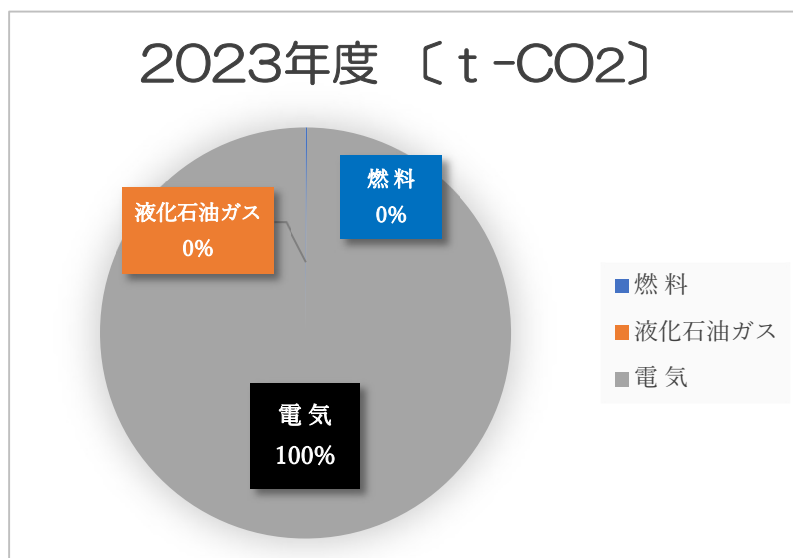


図6 温室効果ガス排出量の割合（2023年度）

(3) 温室効果ガス排出量の増減要因

本計画で対象とする温室効果ガス排出量の増減要因は、次のとおりです。

① 増加要因

- ア 記録的猛暑に伴うエネルギー消費の増加
- イ 水需要の増加に伴う電気使用量の増加
- ウ 水質悪化による薬品注入量増加に伴う電気使用量の増加
- エ 漏水に伴うエネルギー消費の増加

② 減少要因

- ア ポンプ能力の適正化
- イ 高効率変圧器、高効率無停電電源装置の導入
- ウ 高効率モーターの採用
- エ 高効率空調設備の採用
- オ LED照明の採用
- カ 維持管理の工夫
- キ 再生可能エネルギーの活用

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

昨今、国内における水の使用量は人口減少を受けて減少傾向となっており、これに伴い二酸化炭素排出量は減少することが推測されます。一方で、企業団の事業は用水供給事業（責任水量制）であり、構成市による水使用の影響下にあることから、送水先での水使用量の変化によっては増圧ポンプの運転時間の延長等を原因として、二酸化炭素排出量が増加する可能性も否定できません。

このような状況において、温室効果ガス排出量の削減目標は達成可能性を考慮して以下のとおり定めることとし、目標達成に資する行動として、省エネルギー化、運転管理の効率化及び設備更新時の検討などの具体的な取組を行います。

(2) 温室効果ガスの削減目標

本計画では、2013 年度における温室効果ガスの排出量を基準年度とし、2030 年度までに 30%の二酸化炭素排出量削減に努めてまいります。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	4,625 t -CO ₂	3,237 t -CO ₂
削減率	-	30%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用により排出（以下「直接排出」という。）するだけでなく、製品等の供給の段階でも排出（以下「間接排出」という。）されています。したがって、温室効果ガスの排出を抑制するためには、直接排出に伴う温室効果ガスの抑制や、事業活動における効率的な運用を行うことはもちろん、間接排出に対しても排出抑制に配慮した取組を展開していくことが必要です。

(2) 具体的な取組内容

当企業団では、次の取組を行います。

① 直接排出における取組

ア 電気使用量の削減

- ・ 照明の使用箇所及び使用場所は必要最小限とする。
- ・ 会議室やトイレなど使用していない部屋の照明はこまめに消す。
- ・ 事務室での服装は 年間を通してクールビズ、ウォームビズを励行する。
- ・ 冷暖房の運転時間及び適正な室温管理を遵守する。
- ・ 空調機は定期的に清掃・点検する。
- ・ 給湯器の適正な温度管理等を行う。
- ・ パソコンや OA 機器は省電力設定とし、使用しないときはスタンバイ状態となるよう設定する。
- ・ 不必要な OA 機器は電源を切ることを徹底する。
- ・ 施設等の改修に当たっては、省電力型の機器の導入を検討する。
- ・ 設備の効率的な運転を行う。

イ 燃料使用量の削減（ガス・燃料）

（ガス）

- ・ 給湯器の適正な温度管理等を行う。

（燃料）

- ・ 排出ガス対策型建設機材を使用する。
- ・ 自家発電機の更新時は、エネルギー消費の少ないものを検討する。
- ・ 暖房の運転管理を適切に行う。
- ・ エコドライブを心がけ、不要なアイドリングを防止する。
- ・ 低公害車両の導入に努める。

② 間接排出における取組

ア 水道使用量の削減

- ・ 節水を心がける。

イ 紙類使用量の削減

- ・ ペーパーレスを推進する。
- ・ 会議資料等の作成部数は必要最小限とする。
- ・ 両面印刷やページ集約印刷を活用する。
- ・ 印刷ミスの防止に努める。

- ウ ゴミの減量、リサイクルの推進
 - ・ 企業団内での備品等の共有化を推進する。
 - ・ 不必要な消耗品使用量を抑制する。
 - ・ 再利用や交換が可能な物品を購入し、繰り返し使用する。
 - ・ 分別を徹底し、ごみの発生を抑制する。
 - ・ リサイクルの推進を図る。
- エ グリーン購入の配慮
 - ・ 環境に配慮した物品等の購入に努める。
 - ・ 低公害車両の導入に努める。(再掲)
- ③ 事業活動の運用における取組
 - ア 排出ガス対策型建設機材の使用
 - ・ 工事建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、排出ガス対策を行うよう、受注者に指導する。
 - イ 省エネタイプの設備への変更、設備の効率的な運転
 - ・ 施設等の建設や改修に当たっては、省電力型の機器の導入を検討する。(再掲)
 - ・ 機器の更新時には、エネルギー消費の少ないものを検討する。
 - ・ 送水量に見合ったポンプ設備の更新を検討する。
 - ・ 設備の効率的な運転を行う。(再掲)
- ④ 再生可能エネルギーの導入
 - ・ 各施設に設置可能な太陽光発電設備及び小水力発電等の再生可能エネルギー導入に向けた検討を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、事務局長を委員長、事務局次長を副委員長とする「峡北地域広域水道企業団地球温暖化対策委員会」を設置します。また、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 峡北地域広域水道企業団地球温暖化対策委員会

事務局長を委員長、事務局次長を副委員長とし、各課の地球温暖化対策推進責任者（各課長）で構成します。

本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務局を総務課に設置し、各課の実行状況を把握するとともに、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 峡北地域広域水道企業団地球温暖化対策委員会事務局

総務課長を事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は、地球温暖化対策委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、当該委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課長を地球温暖化対策推進責任者とし、各課における取組を推進するとともに、その状況を事務局に定期的に報告します。

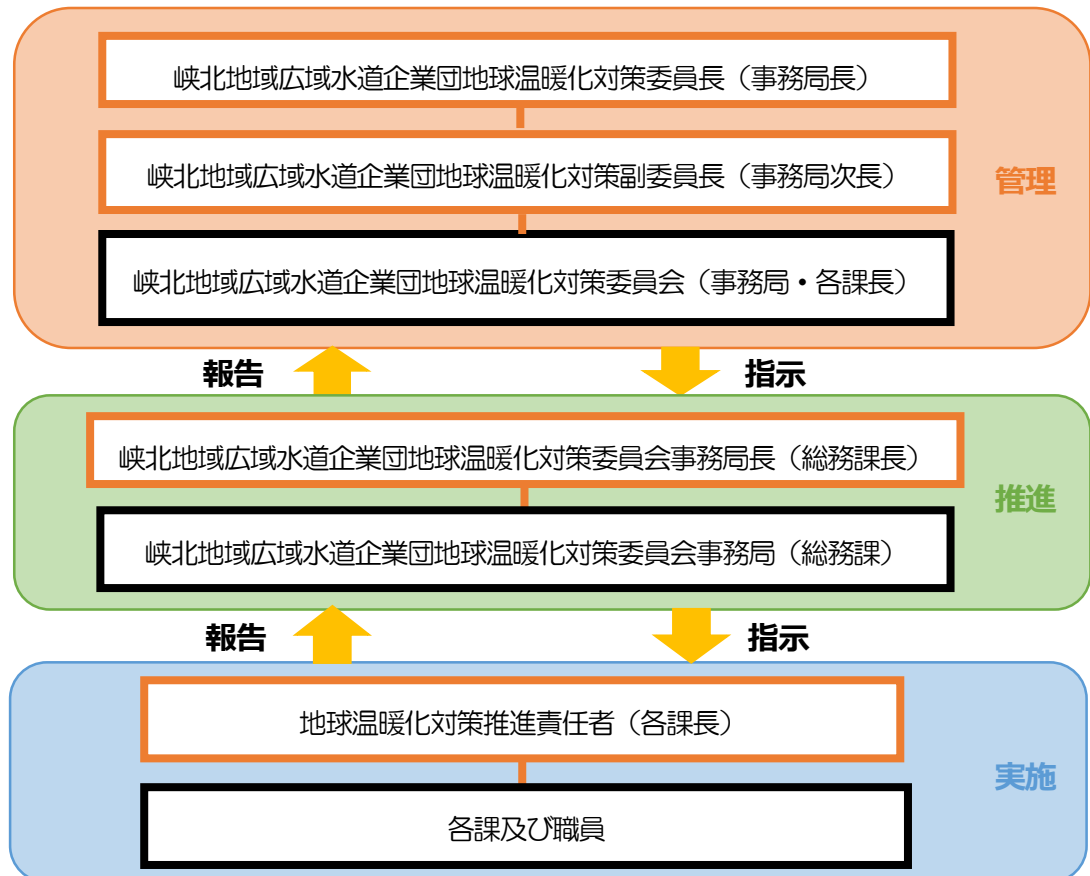


図7 企業団の事務・事業編推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して地球温暖化対策委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

地球温暖化対策委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026年度に本計画の改定を行います。

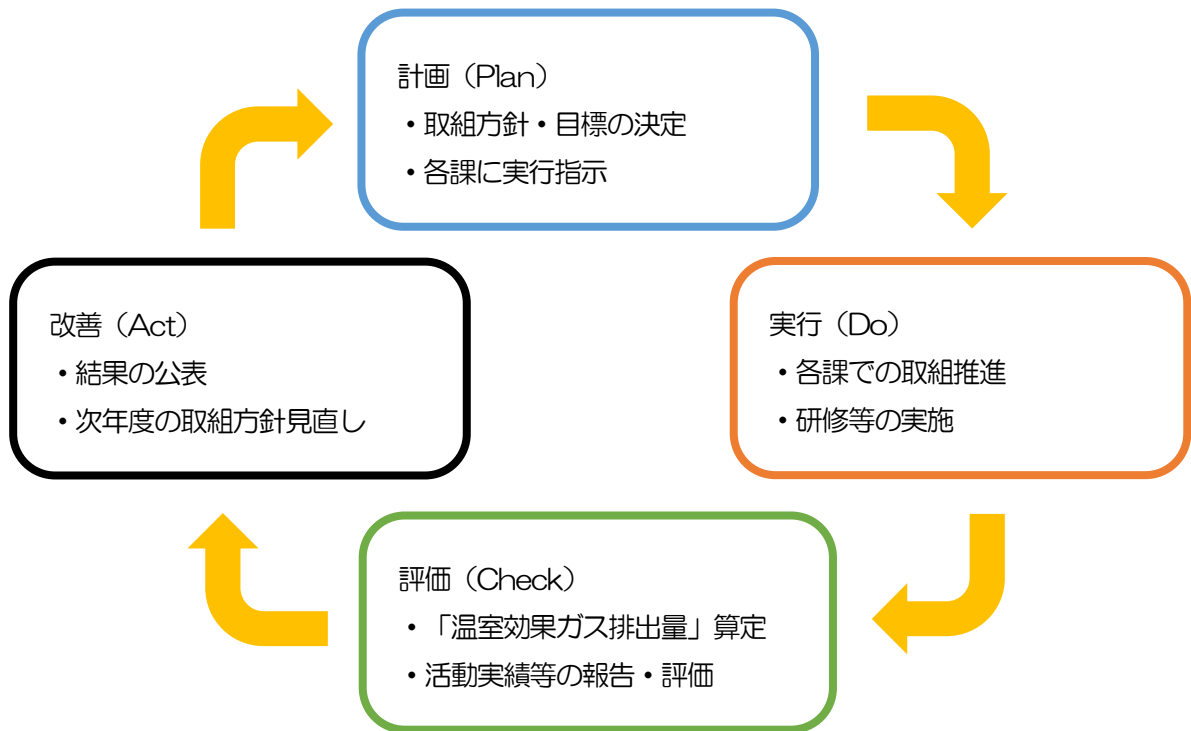


図8 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、企業団ホームページ等で毎年公表します。

地球温暖化対策実行計画

令和4年12月（策定）

峡北地域広域水道企業団
〒408-0112
山梨県北杜市須玉町若神子 744-28
TEL 0551-42-4830
FAX 0551-42-4470
